

令和7年12月3日

お客様各位

一般財団法人 宮城県建築住宅センター

完了検査時における省エネ仕様基準への適合の留意点について

省エネ仕様基準により建築確認を受けた物件における完了検査時において、平成28年国土交通省告示第266号に定められた設備以外が設置されていることが確認された場合は、

省エネ仕様基準は不適合となり、省エネ適合判定が必要になります。

つきましては、下記に不適合事案の例を紹介しますので、ご留意願います。

記

【暖冷房設備の例】

- ・床暖房、薪ストーブまたはペレットストーブが設置されている場合
- ・エネルギー消費効率の区分(は)のルームエアコンディショナーが設置されている場合

【給湯設備の例】

- ・電気とガスを組み合わせたハイブリッド給湯器(エコワンなど)や電気温水器が設置されている場合